

ふくしま産業育成資金融資制度要綱 新旧対照表

は、協議会が設立されていない場合にあつては、令和4年3月31日までの間は、改正前の中心市街地における市街地の整備改善及び商業等の活性化の一体的推進に関する法律（平成10年法律第92号）第18条第3項の認定を受けた認定構想推進事業者とすることができる。

5 改正前の要綱3（3）⑤イで規定する融資利率のうち変動金利については、原則として3月及び9月に見直しを行い、5月1日及び11月1日から適用する。

別表（略）

別表（略）